

令和七年四月十七日付け広島県公告（令和七年度危険物取扱者保安講習の公告）における
後期の講習年月日等が決定したため、次のとおり実施する。

令和七年九月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 後期講習年月日及び場所

講 習 日	講 習 種 別		場 所
	午 前	午 後	
令和七年十一月二六日		コンビナート	大竹市
令和七年十一月二七日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和七年十二月一〇日		その他	広島市
令和七年十二月一日	給油取扱所	その他	広島市
令和七年十二月二日	その他	給油取扱所	広島市
令和七年十二月一七日		その他	東広島市
令和七年十二月一八日	給油取扱所	その他	東広島市
令和七年十二月二三日	給油取扱所	その他	廿日市市
令和八年一月一五日	給油取扱所	その他	三次市
令和八年一月二二日	給油取扱所	その他	三原市
令和八年一月二三日	給油取扱所	その他	尾道市
令和八年一月二七日	給油取扱所	その他	呉市
令和八年二月二日	その他	コンビナート	福山市
令和八年二月三日	給油取扱所	その他	福山市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人宛に送付す

る。

三 受講人員の状況により、会場によつては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

二 受講申請書の受付期間等

令和七年十月九日（木）から令和七年十月二二日（水）まで（受付時間は、午前九時から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。